

春日部市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（工事の施行）</p> <p>第8条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（<u>法第25条の3の2の指定の更新をした者を含む</u>。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>（手数料）</p> <p>第32条</p> <p>（2）第8条第1項の指定の更新をする場合 1件につき 10,000円</p> <p><u>（3）</u>（略）</p> <p><u>（4）</u>（略）</p> <p><u>（5）</u>（略）</p> <p><u>（6）</u>（略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>（工事の施行）</p> <p>第8条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>（手数料）</p> <p>第32条</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>（3）</u>（略）</p> <p><u>（4）</u>（略）</p> <p><u>（5）</u>（略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（春日部市手数料条例の一部改正）

- 2 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号。以下この項において「条例」という。）第8条の規定による <u>指定等</u> 及び第35条第2項の規定による確認	<u>工事事業者指定手数料</u>	<u>条例第32条第1項第1号に定める額</u>	春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号。以下この項において「条例」という。）第8条の規定による <u>指定</u> 及び第35条第2項の規定による確認	<u>工事事業者指定手数料</u>	<u>条例第32条第1項第1号に定める額</u>
	<u>工事事業者指定更新手数料</u>	<u>条例第32条第1項第2号に定める額</u>		設計審査手数料	条例第32条第1項 <u>第2号</u> に定める額
	設計審査手数料	条例第32条第1項 <u>第3号</u> に定める額		<u>竣功検査</u> 手数料	条例第32条第1項 <u>第3号</u> に定める額
	<u>竣功検査</u> 手数料	条例第32条第1項 <u>第4号</u> に定める額		給水装置確認手数料	条例第32条第1項 <u>第4号</u> に定める額
	給水装置確認手数料	条例第32条第1項 <u>第5号</u> に定める額			